　　　　　　　令和　　年(　　　年)　　月　　日

保　護　者　様 　　　　　　　　　　　　　　甲賀市立甲南中学校

　 　　　　　　　　　　　　　　　校長　 中條　克彦

出席停止の届け出について

この度のお子さんの病気については、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止となります。病気が治り登校されるときには、下の証明書を受診された病院で記入していただき、学校に提出してください。

なお、学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 疾　病　名 | 学　校　を　休　ま　せ　る　期　間 |
| インフルエンザ | 発症した後**５日**を経過し、**かつ**解熱後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消える、または５日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで |
| 麻　疹 （はしか） | 解熱した後、３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風　疹 （三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水　痘 （水ぼうそう） | すべての発疹がするまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核　髄膜炎菌性髄膜炎  腸管出血性大腸菌感染症　　　　流行性角結膜炎　　　　　など | 病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで |
| その他の感染症  感染性胃腸炎，伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヘルパンギーナ など | 病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで |

* 医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。
* 医療機関により文書料（証明書）の料金が異なります。
* 証明書が提出されない場合は、欠席となります。

き り と り

(№　　　)

|  |
| --- |
| 証　明　書  　 　甲賀市立甲南中学校 　　年　　組 名前  ＊疾病名  ＊出席停止期間  　　 　年　　月　　日（　　） ～ 　　 年 月 日（　 ）までの 日間  　　　上記の通り証明します。  　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日  　　　　　 医療機関名    医師氏名 |